

諮問庁：国立大学法人福岡教育大学

諮問日：平成30年11月19日（平成30年（独情）諮問第66号）

答申日：平成31年2月28日（平成30年度（独情）答申第67号）

事件名：附属中学校で特定日に発生した特定事故に関するアンケート用紙の不
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「福岡教育大学附属福岡中学校（以下「附属中学校」という。）に保管の特定学年に求めたアンケート用紙（特定年月日に発生した特定事故に関する）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、様式部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月25日付け福教大経政第98号により、国立大学法人福岡教育大学（以下「福岡教育大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

法18条1項に基づき、

- ① 処分庁が平成30年5月2日付けで審査請求人に対してした本件対象文書に関する原処分を全部取り消し、同文書の全部開示をすること。
- ② 予備的に、本件対象文書のうち、附属中学校の生徒の個人名の部分が記載されている部分以外の不開示決定を取り消し、附属中学校の生徒の個人名の部分が記載されている部分以外についての一部開示をすること。

イ 審査請求の理由

（ア）開示請求の経緯

審査請求人が、処分庁に対し本件対象文書の開示を請求したのは次のような経緯によるものである。

審査請求人の子である特定個人A（以下「被害生徒」という。）は、特定年月日、（略）、特定個人B（以下「加害生徒」という。）

と衝突し、被害生徒が特定部分を骨折した（以下「本件事故」という。）。）。

本件事故を受け、附属中学校は本件事故の状況がどのようなものだったのかを調査するため、本件事故当時に（略）を受けていた特定組のクラスメイトにアンケートを実施した。また、同じく（略）に当たっていた特定教師2名からも当時の事故についての事情を聴取した。

その後、特定月下旬に本件事故について、審査請求人、加害生徒の保護者、附属中学校の校長等を含めての、説明会があった。その際に本件事故の発生した状況や原因について附属中学校より説明があり、附属中学校側は「本件事故の責任は学校側にある」旨を述べていた。同日、審査請求人は本件事故の状況を附属中学校が認定した根拠のひとつである本件対象文書の閲覧を求めたところ、附属中学校はこれを認めたのだが、アンケート回答者の氏名部分については隠すと告げられ、審査請求人もこれを承諾し、アンケートをその場で閲覧した。

その後、本件事故に関し、附属中学校もその責任を認めていたこと、アンケート内には（略）の記載があったことから、本件事故の状況を確認のうえ、附属中学校に法的請求をしようと考えた。そのため、本件対象文書の開示請求を行ったが、前述のとおり、原処分がなされた。

（イ）不開示決定理由非該当性について

a 法5条1号について

処分庁は、本件対象文書内の筆跡や内容等により特定の個人を識別できるとして、法5条1号の「個人に関する情報」に該当することを不開示の理由としている。

たしかに、アンケートの記入用紙の氏名記入欄については、氏名がそのまま記載されている以上、個人の識別が直ちにできるものといえる。

しかし、その氏名欄を除外した部分についていえば、本件対象文書は個人を識別できる文書としての「個人に関する情報」には当たらない。

まず、一般に筆跡により特定の個人を識別するためには、本件対象文書の筆跡と対応させるための対照文書の存在が必須である。しかし、本件においては、本件対象文書の記入をした特定組のクラスメイト個人の筆跡を特定するための対照文書を審査請求人は保有していない以上、各クラスメイトの筆跡と本件対象文書内の筆跡を照合のうえ、個人を識別することは不可能である。

仮に、対照文書となり得るものを審査請求人が保有していたとしても（審査請求人が本件対象文書と別にクラスメイトが文字を手書きで記載している文書を保有しているとしても）、○名もの多くのクラスメイトがいる中で、当該対照文書から記入者個人を特定することは困難である。

また、内容から個人の特定というのもおよそ困難である。

本件対象文書の内容は、本件事故当時の（略）の出来事について、クラスメイトが認識した事実を記載したものである。そうすると、アンケート内容には見え方、位置関係より当該回答者がいる時間帯におおむねこの場所にいたのか、ということはある程度の範囲で特定することはできるだろう。

しかし、（略）でどの位置に誰がいたのかというのは、当該アンケート内容からは特定が困難である。特に本件では、（略）という状況である以上、（略）当時は周囲に誰がいたのかがわかるのはともかく、（略）の中で、本件対象文書の内容より推測される当該回答者の（略）での立ち位置にいた者というのが誰か、というのはまったく特定し得ない。

また、本件対象文書は法5条1号ただし書口にある「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため、不開示除外事由がある。

本件事故は、（略）によって生じたものである。そして学習指導要領の存在を前提とすれば、今後附属中学校において、（略）が行われることは必須のことであるといえる。

そうであるとすれば、本件事故のような衝突事故が（略）発生して生徒たちの生命や身体に危害が二度と発生しないよう、その原因分析、学校側として行うべき注意点を明らかにするために、公にする必要があるものと解される。

したがって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に本件対象文書は当たる。

b 法5条4号について

処分庁は、本件対象文書の一部でも開示することで、調査に応じた生徒やその保護者に対する信頼を著しく損なうおそれがあり、今後の同様のアンケート調査等において正確な事実の確認が困難になる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすとして、法5条4号の「当該事務…の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することを不開示の理由としている。

しかし、本件対象文書の開示をすることによっても、上記のよ

うな支障が生じるおそれというのは観念し得ない。

一般に、アンケートを公開することによりアンケート調査の対象者の信頼を著しく損なうおそれがあるといえるような場合というのは、事前にアンケートの公開を行わないことを対象者に確約したにもかかわらず、これを公開したことにより、対象者に不利益が発生する場合をいう。このような場合であれば、対象者は公開を想定していないからこそ、自身に何らかの不利益が発生しないことを前提に忌憚のないアンケートの回答をしたにもかかわらず、公開によってその信頼を裏切られることとなり、以後アンケートに忌憚のない回答がなされなくなるためである。

そこで本件対象文書についてみるに、アンケートに当たって非公開を確約したといった事情はない。また、本件対象文書の内容は、学校の（略）の様子について、クラスのそれぞれの生徒の認識した事実を単に記載してもらったものにすぎず、これが公開されることによってクラスメイトに何らかの不利益が発生する可能性があるものではない。仮に、当該アンケート回答の内容に、生徒同士の公開以後の、不利益の発生が想定される内容記載があるとすれば当該部分について一部不開示をすればその不利益発生は想定されない。

仮にアンケート回答内容が正確なものでないがために、それにより不当な扱いを受けるクラスメイトがいることが、抽象的に観念し得るとしても、アンケート回答者であるクラスメイトはすでに附属中学校を卒業しており、本件対象文書開示によって、不当な扱いが生じることはおよそ想定し得ない。

(ウ) 結論

以上より、処分庁が本件対象文書を不開示とした法5条各号の事由についてはいずれも該当しないため、本件対象文書を開示することが相当といえる。

よって、請求の趣旨のと通りの処分を求める。

(2) 意見書

ア 個人識別性について

(ア) 諮問庁の不開示理由

諮問庁の理由説明書（下記第3。以下同じ。）2（1）によれば、本件対象文書については、筆跡や内容等により、特定個人を識別できるおそれがあるとしている。

(イ) 不開示理由非該当性

しかしながら、諮問庁の不開示の理由は、妥当でない。

まず、筆跡による識別をするためには、本件アンケート記載の文

章の筆跡と、各クラスメイトが日頃記載している対照のための筆跡がなければならぬところ、本件において審査請求人は後者を所持していない以上、誰がどの筆跡であることを特定することはできない。

また、内容による識別については、たしかに本件アンケート用紙内に、場所的要素を含む回答がある場合（（略）の前から見ていた、といった回答）、特定個人の名前が出ている場合であれば、内容からの個人の特定は可能であるといえる。そうであれば当該部分に関して一部分不開示として対応することにより、個人を識別することはできなくなるといえる。したがって全部不開示とすることは不開示理由との関係で妥当でない。

さらに、諮問庁は、附属中学校がアンケートの閲覧をすでにさせているという経緯を殊更個人識別性を問題にしているようである。しかし、閲覧時にもアンケート回答者の氏名部分は隠されている以上は、一度閲覧があったからといって個々人を特定することはできない。また、上述に述べたように、場所的要素や特定個人の名前がでていたようであれば、アンケート回答者の識別可能性が高まる場所であるが、審査請求人は一度閲覧を受けたにもかかわらず、本件事故において審査請求人にとって有利となるようなアンケート回答を見つけることはできても、それが誰であるのかはまだ特定できていない。すなわち、アンケートを開示したところで、回答者名を一部不開示とすれば個人の識別はできないのである。

くわえて、諮問庁は「事実調査や今後予測される訴訟での証人要請などの行動に出ることが予想されるので、不測の損害を生徒個人やその保護者に及ぼすおそれがある」とする。本件事故においては、相手方附属中学校が過失を争っている以上、当時の附属中学校が行った授業の態様がどのようなものであったのかが争点となり得る。本争点立証のために、証人要請をすること自体は正当な立証のための行動であるし、それに応じるかどうかはあくまで生徒個人次第であって、無理に証人要請することは審査請求人においてはできない。さらにいえば、本件アンケートを全部不開示とすれば、本件事故の立証のために本件アンケートを回答した約〇名全員に事実調査のために連絡を取り、場合によって全員を証人要請することも現実として可能である以上、当該手段に出ることも考え得る。一方、本件アンケートを開示したのであれば、本件事故当時の（略）の様子は本件アンケートに記載がある以上、証人要請を行う必要がない。つまり、本件アンケートを全部不開示とすることのほうが、かえって多くの生徒個人やその保護者に不測の損害を及ぼすおそれがある。

る。

(ウ) 小括

したがって、個人が識別され、それにより不測の損害が生じる、という理由は正当性がない。

イ 人の生命、健康、生活又は財産の保護の点

また、諮問庁は、本件アンケートは本件事故の事実認定の根拠資料となり得るものではないとする。

しかし、本件事故の発生経緯は、被害生徒が、(略)に発生したものであり、本件事故当事者である被害生徒の近辺にいた生徒のアンケート回答は根拠資料となり得る。

また、本件事故が附属中学校側の過失によるものであるかが争点となり得るとことからすると、本件事故発生当時の(略)の状況がどのようなものであったのか、学校教師側の指示や生徒の配置がどのようなものであったのか、実際に生徒同士の衝突の危険が必至な状態で(略)が行われていたのかどうかは、本件アンケート内記載の生徒の回答により立証することができる。

すなわち、本件アンケートは本件事故の事実認定の根拠資料になり得るので、諮問庁の不開示理由は正当性を欠く。

ウ 校務事務の適正な遂行への支障

また、諮問庁は本件アンケートの一部開示であっても、生徒、保護者の信頼を著しく損なうおそれがあるとする。

しかし、本件アンケート実施時に、第三者への不開示を約束されたという事情は本件ではなく、生徒や保護者に不開示の期待はそもそもない。また、本件アンケートは正確な本件事故状況の事実確認をとるためのものであるため、生徒らの回答は本件事故発生時の客観的事実を単に記載したものにすぎず、当該生徒ら個人への評価に影響が及ぶものでもない。なにより、本件アンケート対象者である生徒らはいずれも卒業をしているのであって、生徒や保護者への信頼を損なうことによる悪影響は考えられない。

また、今後アンケートを実施する場合の生徒や保護者への信頼を損なう、という点については、今後アンケートを実施するにあたり、不開示を確約したうえでのアンケートを実施すれば、本件アンケートを開示することとの差異化(すなわち本件アンケートにおいては、不開示を確約していなかった)をはかることができ、生徒や保護者の信頼を損なうおそれはなくなる。

したがって、本件アンケートを開示することによる校務事務の適正な遂行への支障は発生しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 不開示とした法人文書（本件対象文書）
附属中学校に保管の特定学年に求めたアンケート用紙（本件事故に関する）
- 2 不開示とした理由及び原処分を維持する理由
 - (1) 不開示決定通知書中、開示しない理由欄に記載したとおり、当該アンケート用紙が調査に応じた生徒の個人情報であって、筆跡や内容等により、特定の個人を識別できるおそれがある。特にアンケートの対象者がクラスメイトであるうえに、審査請求書開示請求の経緯欄（上記第2の2（1）イ（ア））に記載しているとおり、附属中学校は十分な検討をすることなく、審査請求人の請求に応じて、アンケートを氏名部分を除き、全て審査請求人に閲覧させている。その為、審査請求人において、アンケートの回答者個人について、氏名等を特定しやすいおそれがある。特定された個人に対して、事実調査や今後予測される訴訟での証人要請などの行動に出ることが予想されるので、不測の損害を生徒個人やその保護者に及ぼすおそれがある。
 - (2) アンケートは、本件事故の事実認定について、根拠資料となり得るものではなく、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には当たらない。
 - (3) アンケートは、公開を前提にしたものではなく、一部でも開示することにより、調査に応じた生徒やその保護者に対する信頼を著しく損なうおそれがあり、今後の同様のアンケート調査を行う場合に支障となりかねず、校務（事務）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成30年11月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月10日 | 審議 |
| ④ | 同月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成31年1月24日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の全部又は一部の開示を求めている。諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、本件事故に関し、附属中学校が特定組の生徒を対象に行ったアンケート調査（以下「本件調査」という。）に係る記入済のアンケート用紙であり、その全てが不開示とされていると認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、本件調査に応じた生徒の個人情報であって、筆跡や内容等により、特定の個人を識別できるおそれがあることから、法5条1号に該当する。

イ また、本件対象文書は、本件調査に応じた生徒が本件事故の状況を当該生徒が把握している範囲で回答したものにすぎず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に当たらないことから、法5条1号ただし書口には該当しない。

ウ 教育現場においては、いじめの早期発見や生徒が抱えている問題の把握、個別に発生した問題事案の対応等のために、生徒個人の状況や認識をアンケートという形で聴取することを定期的又は随時実施している。その際には、正確な状況や率直かつ具体的な意見を聴取するため、都度明言はしていなくとも、アンケートについては第三者に公開するものではないという前提で実施しており、本件調査についても同様の認識で実施したものである。

そのため、本件対象文書の一部でも開示すると、本件調査に応じた生徒やその保護者に対する信頼を著しく損なうおそれがあり、今後の同様のアンケート調査を行う場合に支障となりかねず、附属中学校が行う校務（事務）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当する。

(3) 上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 当審査会において、本件対象文書を見分すると、本件対象文書は、標題として本件事故に関する記載のある、一定の様式のアンケート用紙であり、その様式部分（氏名欄や質問の項目、回答欄を示す枠等）を含め、全て不開示とされていると認められる。

本件対象文書は、個々の生徒が自らの出席番号及び氏名を記入した上で、本件事故に関する情報（本件調査の回答）を記入していると認められることから、文書全体が一体として当該生徒に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書イ及びハに該当する事情は認められない。また、本件対象文書に記載されている情報は、本件調査に応じた生徒が本件事故の状況を当該生徒が把握してい

る範囲で回答したものにすぎず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に当たらないとする諮問庁の上記（２）イの説明を否定すべき事情は認められないことから、同号ただし書口に該当すると認められない。

イ 次に、法６条２項の部分開示について検討する。

（ア）本件調査に応じた生徒の氏名等の個人を識別することができる記載部分は、個人識別部分のため、部分開示することはできない。

（イ）また、本件調査に応じた生徒が記入した回答部分は、その筆跡や記載内容等から当該生徒の友人や知人といった一定範囲の者には当該生徒の特定が可能となることが否定し難く、それらの者に当該生徒が本件調査に回答した内容が明らかとなって、当該生徒の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示することはできない。

（ウ）他方、その余の様式部分（回答内容と重複している部分を除く。）については、特定の個人を識別することができることとなる記述等には該当せず、かつ、公にしても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

さらに、当該様式部分は、これを公にしても、本件調査に係る生徒の回答等が明らかになる記載とは認められず、本件調査に応じた生徒やその保護者に対する信頼を著しく損なうおそれがあり、今後の同様のアンケート調査を行う場合に支障となりかねず、附属中学校が行う校務（事務）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記（２）ウの説明は認め難く、法５条４号柱書きにも該当しない。

ウ したがって、本件対象文書のうち、様式部分を除く部分については、法５条１号に該当し、同条４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、様式部分は、同条１号及び４号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法５条１号及び４号に該当するとして不開示とした決定については、様式部分を除く部分は、同条１号に該当すると認められるので、同条４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、様式部分は、同条１号及び４号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司